

FMCだより

旧暦では、5月が夏の始まりになるそうです。クールビズも5月がスタートになったように、暑い日が増えてきますので、お体をご自愛ください。

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



税理士法人 F M C

栃木県栃木市平柳町3丁目28番4号

TEL : 0282-27-8833 / FAX : 0282-27-8830



～29年3月末までがチャンス～ 生産性向上設備投資促進税制



そうそうこれこれ



平成26年1月から開始された産業競争力強化法によって、国内投資を促進するために「生産性向上設備投資促進税制」が生まれました。この税制は、最高で投資額を初年度に全額経費（即時償却）とする“特別償却”と、投資額の一部を税額から控除する“税額控除”の2通りから選択して適用することができます。

2万を超える法人が適用

財務省が公表した「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成28年2月国会提出）」によれば、26年度では年間2万を超える法人が「生産性向上設備投資促進税制」を適用していました。そのうち、特別償却を適用した件数は1.5万を超え、適用額は5,731億円でした。26年度における法人税関係の特別措置のうち、特別償却全体での適用額合計は18,576億円（適用件数66,993）であることからわかるように、この税制は1件あたりの適用額が、他の特別償却の制度と比べ多額であることが特徴だといえます。

29年3月末で廃止に

この「生産性向上設備投資促進税制」の適用期限は、平成29年3月31日です。そして、この適用期限の到来をもってこの税制が廃止されることが、平成28年度税制改正により決まっています。

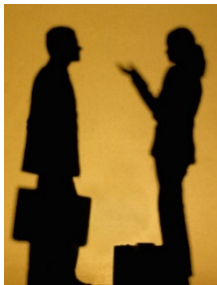
即時償却の適用をお考えであれば

また、平成28年4月1日以後の事業供用分からは、次のようにそれまでと優遇措置の内容が変わっています。

事業供用日	～28年3月31日	28年4月1日～29年3月31日
機械装置など	即時償却 or 5%税額控除	50% 償却 or 4% 税額控除
建物、構築物	即時償却 or 3%税額控除	25% 償却 or 2% 税額控除

税額控除は各割合が1%減少したにとどまっていますが、特別償却は割合が大幅に下がっています。しかしこの税制は資本金の多寡や業種を問わず、幅広い設備投資について節税効果が得られますので、積極的に活用したいものです。

一方で、引き続き即時償却の適用をお考えであれば、「中小企業投資促進税制」の上乗せ措置を検討しましょう。この措置は、「生産性向上設備投資促進税制」よりも資本金や業種、対象設備が限定されているなどの注意点もありますが、上手く税制を活用して投資を促進しましょう。



法人に係る利子割及び 法人税割額からの利子割額控除の廃止



弊社の定期預金が平成28年3月に満期を迎え、利息とともに入金されました。利息の計算書を確認したところ、利息に対する源泉徴収税額のなかに利子割額の記載がありません。利子割は差引かれなくなったのでしょうか？



法人が受取人の場合には、平成28年1月1日以後受取る利子について、利子割は差引かれなくなりました。

なお、この改正は受取人が法人である場合に限られるため、受取人が個人である場合には引き続き利子割が差引かれる点にもご注意ください。

利子割が差引かれなない改正

これまで、利子割（道府県民税利子割）は、法人・個人の区別なく課税がされていました。そのため、利子について課税の対象となる法人については、二重課税を排除する目的で、法人住民税（法人税割額）から当該利子割額を控除していました。

これらについて、平成25年度税制改正により、法人が受取人の場合には利子割を差引かず、かつ、利子割を差引かないことで先の二重課税の問題が生じないこととなるため、法人住民税から利子割額を控除する規定を廃止する改正がなされました。この改正は、平成28年1月1日以後法人が受取る利子等について、適用されます。

平成28年1月1日前後で区別を

この改正により、法人が受取人である場合の預貯金の利子等に対して源泉徴収される税の種類及び税率は、下表のとおり平成28年1月1日前後で変わることになります。

実務では、28年1月1日以後は利子割分の計算や集計は必要ない他、手取額から逆算する場合の計算式にも注意しましょう。特に、期末に源泉徴収税額を手取額の合計額から逆算して計算している場合には、手取額を28年1月1日前後で区別して集計する必要があります。ご注意ください。

【利子等に係る源泉徴収税額の種類と税率（法人が受取人の場合）】

利子等の支払を受ける日	～平成27年12月31日		平成28年1月1日～	
	種類	税率	種類	税率
源泉徴収税額の種類及び税率	所得税	15%	所得税	15%
	復興特別所得税	0.315%	復興特別所得税	0.315%
	利子割	5%		
	合計	20.315%	合計	15.315%

【利子等について手取額から逆算して総額を算定する場合（法人が受取人の場合）】

利子等の支払を受ける日	算式（手取額から逆算して総額を導き出す）
～平成27年12月31日	手取額 ÷ (1 - 0.20315)
平成28年1月1日～	手取額 ÷ (1 - 0.15315)



平成28年度の雇用保険料率



雇用保険の保険料率は、毎年3月末の積立金と給付の状況に応じて見直しが行われることになっています。平成28年度の保険料率についても審議が重ねられ、平成27年度と比べ引き下げられることになりました。

平成28年度の雇用保険料率

平成28年度の雇用保険料率については、国会に改正法案が提出され、この法案が成立し決定となりました。具体的な料率は下表のとおりです。労使折半で負担する失業等給付の保険料率は労使双方で1/1,000ずつ、事業主が全額負担する雇用保険二事業の保険料率は0.5/1,000の引下げが行われます。

雇用保険被保険者の対象拡大

今回の保険料率の変更と併せて、現状では被保険者とはならない65歳以降に新たに雇用される人についても、平成29年1月1日から雇用保険の被保険者とするという内容が改正法に盛り込まれています。さらに、平成32年度

からは、4月1日現在で64歳以上の被保険者を対象に行われている雇用保険料の免除について、制度が廃止されます。高年齢者を多く活用している事業主にとっては大きな保険料負担になることが予想されます。

介護休業給付の給付率引き上げ

その他、近年、社会的な問題として関心が高まっている介護休業に関する改正も行われます。具体的には、介護休業を取得した際に被保険者に支給される介護休業給付の給付率を賃金の40%から67%に引き上げるといふものです。これは平成28年8月1日施行となります。

平成28年度の雇用保険料率

事業の種類 \ 負担	負担				①+② 雇用保険料率
	①労働者負担	②事業主負担	失業等給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
農林水産・ 清酒製造の事業	5/1,000	8/1,000	5/1,000	3/1,000	13/1,000
建設の事業	5/1,000	9/1,000	5/1,000	4/1,000	14/1,000



外国人留学生などから見た 日本企業の問題点

企業における人材不足がさまざまな形で取り沙汰されています。こうした中、女性や高齢者の活用はもちろん、外国人材を活用している企業もあります。ここでは、経済産業省が平成28年2月5日に発表した資料（※）から、外国人留学生などから見た日本企業での就職に関するアンケート結果を紹介します。



就職活動上の問題点

上記資料によると、日本での就職意欲がある留学生の割合が7割なのに対し、実際の就職率は約3割にとどまっているという調査結果があります。

希望と現実に乖離が見られますが、外国人留学生から見た日本での就職活動の問題点をまとめると右表のとおりです。

外国人留学生から見た日本での就職活動の問題点（回答数118、単位：％）

日本の就職活動の仕組みが分からない	33.1
入社後の仕事内容が明確に示されない	32.2
業界研究や企業研究の仕方がわからない	27.1
就職活動をスタートするのが遅く時間を十分にとれない	22.0
外国人向けの求人が少ない	19.5
入社後のキャリアパスやジョブローテーションが明確に示されない	15.3
日本の会社における働き方や雇用形態がわからない	15.3
日本語での面接への対応が難しい	14.4

平成28年2月5日経済産業省発表資料より作成

日本の就職活動の仕組みや業界研究などの仕方がわからない、といった理由を挙げる割合が高くなっています。それ以外でも、入社後の仕事内容が明確に示されない、入社後のキャリアパスやジョブローテーションが明確に示されないといった、新卒採用時の学生からも聞かれそうな問題点が挙げられています。

日本企業への不満

次に留学生や元留学生から見た日本企業への不満をまとめると、右表のとおりです。

中小企業の場合は、給与の問題が最も割合が高く、次いで希望する仕事につけないという割合が高くなっています。

留学生・元留学生から見た日本企業への不満（単位：％）

	大企業 回答数59	中小企業 回答数50
昇進する見込みが感じられない	35.6	22.0
給与が低い、給与がなかなか増えない	27.1	34.0
希望する仕事につけない	27.1	24.0
キャリアパスに対する考え方が会社と自分とで異なる	22.0	20.0
能力や成果に応じた評価がなされない	22.0	12.0
期待される役割や仕事の内容が会社から明確に提示されない	20.3	14.0
外国人社員が経営幹部に登用されない	15.3	10.0

平成28年2月5日経済産業省発表資料より作成

ここで挙げられた不満は、従業員が企業に感じる不満と同じようなものもあり、外国人留学生に限ったことではないように思われます。人材採用を行っている企業は、こうしたデータなども参考に、自社の振り返りを行ってみてはいかがでしょうか。

（※）経済産業省「若手外国人材から見た日本企業の特徴が明らかになりました」

詳細は次のURLのページで確認いただけます。http://www.meti.go.jp/press/2015/02/20160205003/20160205003.html



あなたのパスワードは 大丈夫ですか？



今年1月に米国のSplashData社が発表した資料によると、平成27年に世界で最もよく使われたパスワードの第1位は「123456」ということです。第2位は「password」となっています。あなたはこうしたパスワードを使っていますか。

ネット利用に不可欠なパスワード

現在、ご自身がログインして利用しているインターネットサイトは、いくつくらいあるでしょうか。ニュースや動画等を閲覧するだけのサイトから、個人情報を実名で公開するSNS、クレジットカード情報の入力が必要なショッピングサイトなど、数えてみると、かなりの数になるのではないのでしょうか。

一方で、ID・パスワードリストの流出やフィッシング詐欺といった、事件や事故も頻発しています。

サービスを提供する企業側でも、大切なお客様の情報を守るためにさまざまな対策を講じていますが、ここでは、ユーザー側でもできる複雑なパスワードの設定方法などをご紹介します。

パスワードの設定方法

パスワード設定の際は、以下のような点に留意しましょう。

●サービス毎に異なるパスワードを設定する
万が一ID・パスワードリストが流出した際に、被害を最小限に食い止めることができます。

●複雑なパスワードを設定する

他人が収集可能な個人情報をパスワードに使用するのを避け、複数の文字種類を使用した長いパスワードに設定することでセキュリティの高いパスワードとなります。

●定期的にパスワードを変更する

こちらも、万が一パスワードが流出した場合の対策として有効です。

複雑なパスワードの作り方

複数のパスワードを設定し、かつ定期的に変更するのは、実際にはなかなか続かないものです。となると、複雑なパスワードを設定したいと考える人は少なくないと思われます。

一般に、複雑＝見破られにくいパスワードの条件として、以下のようなものがあります。

- ・英字以外に数字や記号が入っている
- ・無意味な文字の羅列である
- ・大文字と小文字が入っている
- ・文字数は8文字以上

とはいえ、自分で設定したパスワードを忘れてしまっただけでは意味がありません。そこで、自分が忘れにくい、そして複雑なパスワードの作り方をひとつご紹介します。

まず、自分の好きな言葉を選びます。次に、その言葉をローマ字に直します。さらに、以下の工夫を加えると、よりよいでしょう。

- ・母音、または1文字おきに文字を抜く
- ・似た形の数字に置き換える
(例：o→0 z→2)
- ・部分的に小文字を大文字にかえる
(例：m→M y→Y)

好きな言葉をご自身の目標など忘れにくい言葉にするのも、パスワードを忘れにくくするひとつの方法です。

日々、いろいろなところで利用するIDとパスワード、一度見直してみてもいいかもしれません。

夏に向けての準備が始まる時期です。時期が来て慌てないように、計画を立てて早めに準備をしましょう。

2016年5月

お仕事備忘録

1. 住民税の改定対応

2. 自動車税の納付

3. 夏季賞与検討・情報収集

4. 協会けんぽによる被扶養者資格の再確認

5. 障害者雇用納付金の申告

6. 夏に向けての準備

7. 健康診断の実施

1. 住民税の改定対応

住民税の徴収方法を特別徴収で選択している事業者へ、新年度の特別徴収税額の通知が今月中に着します。今月の給与計算を終えた後、給与計算ソフトを利用している場合には、住民税額の変更をおきましょう。

2. 自動車税の納付

4月1日現在、自動車（軽自動車を除く乗用車やトラックなど）を保有している場合には、自動車税が課税されます。自動車税は軽自動車と異なり、各都道府県に納める税金です。自動車税の納付は各自へ到達される納付書に基づき、5月中において各都道府県の条例で定める日までに納付しなければなりません。保有車両の排気量や用途などにより税額が異なりますが、一部グリーン化税制により税が軽減される場合もあります。

3. 夏季賞与検討・情報収集

夏季賞与を支給する場合には、賞与の支給額を決めるための準備が必要です。業績や勤務成績などの情報を整理し、人事評価資料の配布などを行いましょう。

4. 協会けんぽによる被扶養者資格の再確認

健康保険を協会けんぽで加入されている事業者にあつては、昨年同様、協会けんぽによる被扶養者資格の再確認が実施される見込みです。

5. 障害者雇用納付金の申告

平成27年4月から平成28年3月までの12ヶ月間のうち、常時雇用している労働者数が100人を超える月が5ヶ月以上ある場合、事業主は障害者雇用納付金の申告義務があります。

6. 夏に向けての準備

春の陽気から夏の暑さへと季節も移り変わりをむかえます。それぞれ早めの準備をしましょう。

◆冷房器具などの点検

◆衣替えの準備

◆暑中見舞い、お中元の準備

◆秋から年末にかけての社内行事（慰安旅行や忘年会）の企画準備

7. 健康診断の実施

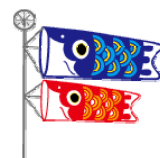
春の定期健康診断を実施する事業者は、医師・診療機関との最終確認、受診もれ者、追加者がいないかの確認をしましょう。当日やむを得ない事情で受診できない社員は、医師・診療機関へ後日の受診ができるかどうかの確認をし、受診を促します。

なお、事業所単位において常時50名以上の労働者を雇用している場合は、「定期健康診断結果報告書」を所轄の労働基準監督署に遅滞なく提出します。

お仕事 カレンダー

2016.5

月初のゴールデンウィークの休みがある事業者は、稼働日が少ない月となります。効率よく業務を行えるように計画を立てましょう。



日	曜日	六曜	項 目
1	日	先負	
2	月	仏滅	
3	火	大安	憲法記念日
4	水	赤口	みどりの日
5	木	先勝	こどもの日 立夏
6	金	友引	
7	土	仏滅	
8	日	大安	
9	月	赤口	
10	火	先勝	●源泉所得税・住民税特別徴収分の納付（4月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出
11	水	友引	
12	木	先負	
13	金	仏滅	
14	土	大安	
15	日	赤口	
16	月	先勝	●障害者雇用納付金の申告期限
17	火	友引	
18	水	先負	
19	木	仏滅	
20	金	大安	小満
21	土	赤口	
22	日	先勝	
23	月	友引	
24	火	先負	
25	水	仏滅	
26	木	大安	
27	金	赤口	
28	土	先勝	
29	日	友引	
30	月	先負	
31	火	仏滅	●自動車税の納付 ※都道府県の条例で定める日まで ●健康保険・厚生年金保険料の支払（4月分）